

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成31年3月8日

【発行者名】 J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大越 昇一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング

【事務連絡者氏名】 内藤 敏信  
(連絡場所)  
東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング

【電話番号】 03 - 6736 - 2000

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 J P M新興国小型株式ファンド

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 2兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## ．【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成30年9月10日付で提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また記載事項の一部訂正を行うため、訂正届出書を提出いたします。

## ．【訂正の内容】

## 第一部【証券情報】

## (7) 申込期間

## &lt; 訂正前 &gt;

平成30年9月11日から平成31年9月10日までとします。

申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

## &lt; 訂正後 &gt;

2018年9月11日から2019年9月10日までとします。

申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

## 第二部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (1) ファンドの目的及び基本的性格

## &lt; 訂正前 &gt;

(略)

## (二) ファンドの特色

投資先ファンドを通じて、主として、新興国の株式の中から、成長性が高いと判断される小型株式に実質的に投資します。

(略)

上記株式のほか、それと同等の投資成果を得られると判断される預託証券等にも投資します。

「預託証券」とは、ある国の企業の株式を国外でも流通させるために、その株式を先進国の銀行等に預託し、預託を受けた銀行等が株式の代替として発行する証券のことをいいます。預託証券は、主に先進国の有価証券が取引される市場で取引されます。

(略)

\* 後記「3 投資リスク(1) リスク要因 投資先ファンドのリスク エマージング小型株式ファンド\_\_ストックコネクトを通じた中国のA株投資にかかるリスクおよび留意点」をご参照ください。

(以下略)

## &lt; 訂正後 &gt;

(略)

## (二) ファンドの特色

投資先ファンドを通じて、主として、新興国の株式の中から、成長性が高いと判断される小型株式に実質的に投資します。

(略)

上記株式のほか、それと同等の投資成果を得られると判断される預託証券等にも投資します。

「預託証券」とは、ある国の企業の株式を国外等で流通させるために、その株式を銀行等に預託し、預託を受けた銀行等が株式の代替として発行する証券のことをいいます。預託証券は、主に先進国の有価証券が取引される市場で取引されます。

(略)

\* 後記「3 投資リスク(1)リスク要因 投資先ファンドのリスク エマージング小型株式ファンド\_\_ストックコネクトを通じた中国のA株投資にかかるリスクおよび留意点」をご参照ください。

(以下略)

### (3) ファンドの仕組み

< 訂正前 >

(略)

(八) 委託会社の概況

資本金 2,218百万円(平成30年7月末現在)

(略)

大株主の状況(平成30年7月末現在)

(以下略)

< 訂正後 >

(略)

(八) 委託会社の概況

資本金 2,218百万円(平成31年1月末現在)

(略)

大株主の状況(平成31年1月末現在)

(以下略)

## 2【投資方針】

### (1) 投資方針

< 訂正前 >

(略)

(ロ) 投資態度

(略)

投資先ファンドの投資態度および運用プロセス  
エマージング小型株式ファンド

(略)

組入銘柄・組入比率の決定

当該投資先ファンドのポートフォリオ・マネジャーは、国・業種の分散、投資先ファンド全体のリスク、個別銘柄の流動性等に配慮しながら、組入銘柄およびその組入比率を決定します。

マネープール・ファンド

(以下略)

< 訂正後 >

(略)

(ロ) 投資態度

(略)

投資先ファンドの投資態度および運用プロセス

## エマージング小型株式ファンド

(略)

組入銘柄・組入比率の決定

当該投資先ファンドのポートフォリオ・マネジャーは、国・業種の分散、投資先ファンド全体のリスク、個別銘柄の流動性等に配慮しながら、組入銘柄およびその組入比率を決定します。

( E S G \*投資について )

エマージング小型株式ファンドの運用プロセスにおいて、環境、社会、そしてガバナンス面（企業統治）の要素が、投資対象候補銘柄のリスク要因となり得るかどうかを分析・評価しています。なお、この評価のみが投資判断を決定付けるものではなく、リスク要因を十分考慮しつつも、リスクが認められる銘柄を組み入れる可能性や、当該銘柄を継続的に保有する可能性があります。

\* 「 E S G 」とは、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の頭文字を合わせたものをいいます。

## マネープール・ファンド

(以下略)

## (3) 運用体制

&lt;訂正前&gt;

## (イ) 当ファンドの運用体制

(略)

(注) 前記の運用体制、組織名称等は、平成30年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(略)

## (八) 投資先ファンドの運用体制

以下は、投資先ファンドにおける運用体制です。

## エマージング小型株式ファンド

(略)

(注1) (略)

(注2) 前記の運用体制、組織名称等は、平成30年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## マネープール・ファンド

(略)

(注) 前記の運用体制、組織名称等は、平成30年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(以下略)

&lt;訂正後&gt;

## (イ) 当ファンドの運用体制

(略)

(注) 前記の運用体制、組織名称等は、平成30年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(略)

## (八) 投資先ファンドの運用体制

以下は、投資先ファンドにおける運用体制です。

## エマージング小型株式ファンド

(略)

(注1) (略)

（注2）前記の運用体制、組織名称等は、平成30年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

### マネープール・ファンド

（略）

（注）前記の運用体制、組織名称等は、平成30年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（以下略）

## 3【投資リスク】

### （1）リスク要因

<訂正前>

（略）

#### 投資先ファンドのリスク

##### エマージング小型株式ファンド

（略）

##### 流動性リスク

小型株式は大型株式に比べて、市場での売買高が少ない場合があります、注文が成立しないこと、売買が成立しても注文時に想定していた価格と大きく異なることがあります。特に、急激かつ大量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合には、そのような状況に陥る可能性が高まります。この場合には、当該投資先ファンドが保有する株式の価格の下落により、当該投資先ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

\_\_（略）

\_\_（略）

\_\_（略）

\_\_（略）

\_\_（略）

\_\_（略）

\_\_（略）

\_\_（略）

\_\_（略）

\_\_（略）

##### マネープール・ファンド

（略）

##### 流動性リスク

急激かつ大量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に債券を売買できない状況に陥る可能性が高まります。この場合には、当該債券の価格の下落により、マネープール・マザーファンドの信託財産の価値が影響を受けることがあります。

（略）

<訂正後>

（略）

#### 投資先ファンドのリスク

##### エマージング小型株式ファンド

（略）

##### 流動性リスク

ある種の有価証券、特に市場での取引頻度が少なかったり、比較的小規模な市場で取引されているものは、特に取引金額が大きいと、望ましい時点と価格で売買することが難しくなる場合があります。

市場が極端な状況にあるときは、買い手が減って望ましい時点または価格で有価証券をすぐに売却できず、当該投資先ファンドが低い価格で有価証券を売却することを余儀なくされるか、あるいはまったく売却できない可能性があります。特定の有価証券またはその他の金融商品は、取扱う取引所または政府もしくは監督当局により取引を停止または制限される場合があります、その結果当該投資先ファンドに損失が生じる可能性があります。有価証券を売却できないことにより、当該投資先ファンドはその基準価額が下がったり、他の投資機会を活用できなくなる可能性があります。

流動性リスクには、通常とは異なる市場環境や通常以上に多額の換金申込み、あるいはその他の制御不能な要因によって、当該投資先ファンドが所定の期間内に換金代金の支払いに応じられないリスクも含まれます。換金申込みに応えるため、当該投資先ファンドは不利な時点や条件で有価証券の売却を余儀なくされることがあります。

特に、債券、中小型株式または新興市場で発行される有価証券に投資している場合、特定の期間において、経済状況、市況もしくは政情の悪材料、またはそれが正確か否かにかかわらず投資家による市場見通しの悪化により、特定の発行会社もしくは業種、または特定の投資分野のすべての有価証券の流動性が前触れなく突然低下もしくは消滅するリスクがあります。

当該投資先ファンドに特有の流動性リスクに関する留意事項

小型株式は大型株式に比べて、市場での売買高が少ない場合があります、注文が成立しないこと、売買が成立しても注文時に想定していた価格と大きく異なることがあります。特に、急激かつ大量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合には、そのような状況に陥る可能性が高まります。この場合には、当該投資先ファンドが保有する株式の価格の下落により、当該投資先ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

- \_\_ (略)
- \_\_ (略)
- \_\_ (略)
- \_\_ (略)
- \_\_ (略)
- \_\_ (略)
- \_\_ (略)
- \_\_ (略)
- \_\_ (略)
- \_\_ (略)

マネープール・ファンド

(略)

流動性リスク

ある種の有価証券、特に市場での取引頻度が少なかったり、比較的小規模な市場で取引されているものは、特に取引金額が大きいと、望ましい時点と価格で売買することが難しくなる場合があります。

市場が極端な状況にあるときは、買い手が減って望ましい時点または価格で有価証券をすぐに売却できず、マネープール・マザーファンドが低い価格で有価証券を売却することを余儀なくされるか、あるいはまったく売却できない可能性があります。特定の有価証券またはその他の金融商品は、取扱う取引所または政府もしくは監督当局により取引を停止または制限される場合があります、その結果マネープール・マザーファンドに損失が生じる可能性があります。有価証券を売却できないことにより、マネープール・マザーファンドはその信託財産の価値が下がったり、他の投資機会を活用できなくなる可能性があります。

流動性リスクには、通常とは異なる市場環境や通常以上に多額の換金申込み、あるいはその他の制御不能な要因によって、マネープール・マザーファンドが所定の期間内に換金代金の支払いに応じられないリスクも含まれます。換金申込みに応えるため、マネープール・マザーファンドは不利な時点や条件で有価証券の売却を余儀なくされることがあります。

特に、債券、中小型株式または新興市場で発行される有価証券に投資している場合、特定の期間において、経済状況、市況もしくは政情の悪材料、またはそれが正確か否かにかかわらず投資家による市場見通しの悪化により、特定の発行会社もしくは業種、または特定の投資分野のすべての有価証券の流動性が前触れなく突然低下もしくは消滅するリスクがあります。

(略)

原届出書の「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 3投資リスク(1)リスク要因」の末尾に記載される参考情報について、以下の内容に更新・訂正されます。

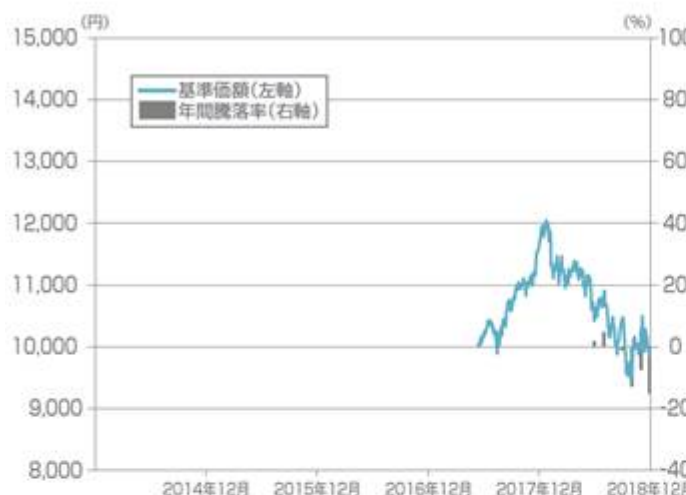
<更新・訂正後>

## 参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

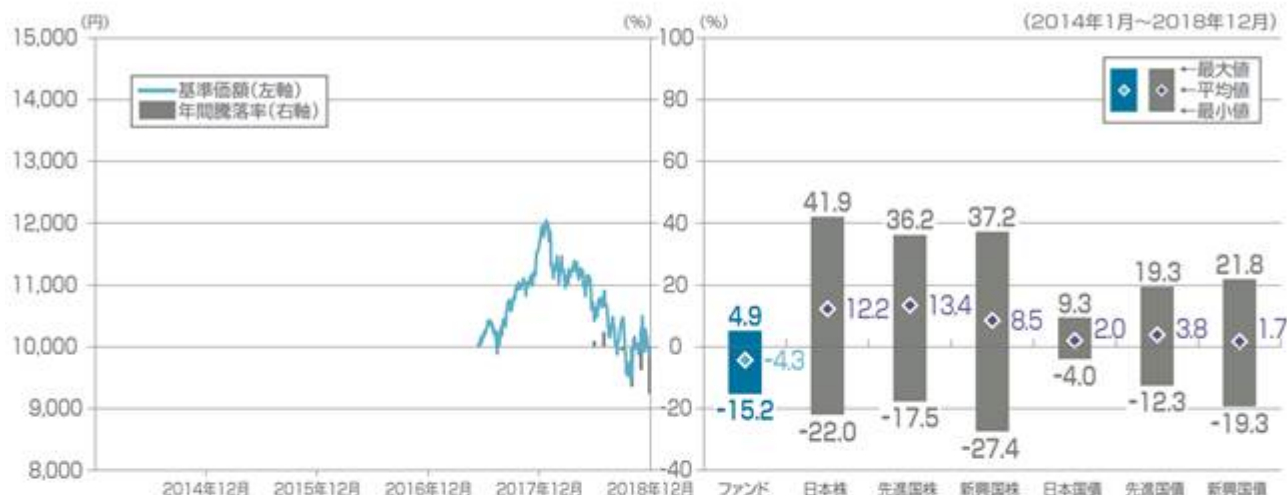
### <ファンドの基準価額・年間騰落率の推移>

2014年1月～2018年12月の5年間に於ける、ファンドの基準価額(日次)と、年間騰落率(毎月末時点)の推移を示したものです。



### <ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較>

左のグラフと同じ期間における年間騰落率(毎月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



(ご注意)

- 基準価額は、信託報酬控除後です。
- ファンドの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における基準価額を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。設定日から1年未満の時点では算出されません。)
- 代表的な資産クラスの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の毎月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。ただし、ファンドは設定日から6年未満で、設定日から2018年5月末までは年間騰落率が算出されないことから、それ以降の毎月末時点における年間騰落率を用いています。
- ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

○代表的な資産クラスを表す指数

- 日本株・・・TOPIX(配当込み)
- 先進国株・・・MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債・・・NOMURA-BPI(国債)
- 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債・・・JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバル(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジを行わないものとして算出されたものです。なお、MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、委託会社で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(東証東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東証東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、東証東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、東証東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。

MSCIコクサイ指数およびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が発表しています。同指数に関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しています。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、同社が発表したMSCIコクサイ指数(配当込み、米ドルベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)を委託会社にて円ベースに換算したものです。

NOMURA-BPI(国債)は、野村證券株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバルは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

## (2) 投資リスクに関する管理体制

<訂正前>

(略)

### (ロ) 投資先ファンドにおけるリスク管理

エマージング小型株式ファンド

(略)

(略)

(平成30年6月末現在)



マネープール・ファンド

（略）

（平成30年6月末現在）

（以下略）

<訂正後>

（略）

（ロ）投資先ファンドにおけるリスク管理

エマージング小型株式ファンド

（略）

（平成30年12月末現在）

（略）

マネープール・ファンド

（略）

（平成30年12月末現在）

（以下略）

#### 4【手数料等及び税金】

（5）課税上の取扱い

<訂正前>

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成30年7月末現在適用されるものです。

（略）

法人、個人別の課税の取扱いについて

（a）個人の受益者に対する課税

（イ）収益分配金

（略）

\* 平成42年12月31日までの税率です。

（ロ）一部解約時・償還時

（略）

\* 2 平成42年12月31日までの税率です。

（略）

（b）法人の受益者に対する課税

（略）

\* 平成42年12月31日までの税率です。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家（税務署等）に確認することをお勧めします。

<訂正後>

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成31年1月末現在適用されるものです。

（略）

法人、個人別の課税の取扱いについて

（a）個人の受益者に対する課税

## (イ) 収益分配金

(略)

\* 2037年12月31日までの税率です。

## (ロ) 一部解約時・償還時

(略)

\* 2 2037年12月31日までの税率です。

(略)

## (b) 法人の受益者に対する課税

(略)

\* 2037年12月31日までの税率です。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家（税務署等）に確認することをお勧めします。

## 5【運用状況】

原届出書の「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

&lt;更新・訂正後&gt;

## (1) 投資状況

(平成31年1月4日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	1,001,987	0.01
投資証券	ルクセンブルク	7,490,914,122	99.86
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	9,837,217	0.13
合計(純資産総額)		7,501,753,326	100.00

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。投資比率は四捨五入です。

## (2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(平成31年1月4日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資証券	JPM EM MARKETS SMALL CAP X JPY	754,296.055	11,266	8,497,899,355	9,931	7,490,914,122	99.86
2	日本	投資信託 受益証券	G I Mジャパン・マネーブール・ファンドF(適格機関投資家専用)	993,641	1.0078	1,001,391	1.0084	1,001,987	0.01

## 種類別投資比率

(平成31年1月4日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	0.01
投資証券	99.86

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの  
該当事項はありません。

### (3) 運用実績

#### 純資産の推移

平成31年1月4日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
1期	(平成30年6月11日)	19,971	19,971	1.0997	1.0997
	平成30年1月末日	22,762	-	1.1710	-
	平成30年2月末日	21,912	-	1.1409	-
	平成30年3月末日	20,974	-	1.1102	-
	平成30年4月末日	20,785	-	1.1238	-
	平成30年5月末日	19,735	-	1.0815	-
	平成30年6月末日	17,100	-	1.0411	-
	平成30年7月末日	14,525	-	1.0816	-
	平成30年8月末日	11,342	-	1.0371	-
	平成30年9月末日	10,061	-	1.0441	-
	平成30年10月末日	8,387	-	0.9512	-
	平成30年11月末日	8,578	-	1.0282	-
	平成30年12月末日	7,715	-	0.9858	-
	平成31年1月4日	7,501	-	0.9599	-

#### 分配の推移

期	1口当たり分配金(円)
1期	0.0000
2期(中間期)	0.0000

#### 収益率の推移

期	収益率(%)
1期	9.97
2期(中間期)	9.82

(注) 収益率とは計算期間末の基準価額(分配付)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落)(以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除したものです。

### (4) 設定及び解約の実績

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の残存口数は次の通りです。

期	設定口数(口)	解約口数(口)	残存口数(口)
1期	19,983,016,697	1,822,772,294	18,160,244,403
2期(中間期)	-	10,059,349,678	8,100,894,725

(注1) 第1期の設定口数には、当初申込期間中の設定口数を含みます。

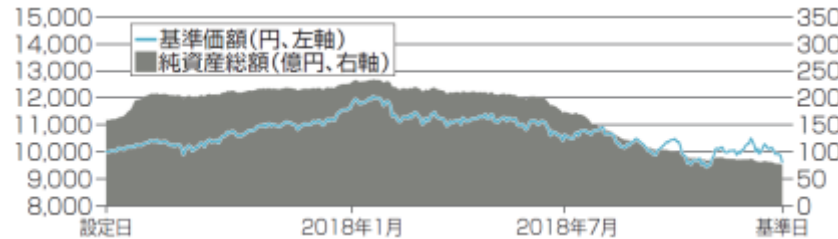
（注２）設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

## &lt;参考情報&gt;

最新の運用実績は、委託会社ホームページ（<http://www.jpmorganasset.co.jp/>）、または販売会社でご確認いただけます。  
過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日	2019年1月4日	設定日	2017年6月12日
純資産総額	75億円	決算回数	年1回

## 基準価額・純資産の推移



\* 基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

## 分配の推移

期	年月	円
1期	2018年6月	0
	設定来累計	0

\* 分配金は税引前1万口当たりの金額です。

## ポートフォリオの構成状況

資産の種類	投資比率 1	時価総額別構成比率 2	投資比率 3
J P モルガン・ファンズ・エマージング・マーケット・スモール・キャップ・ファンド	99.9%	40億米ドル以上	33.2%
G I M ジャパン・マネー・プール・ファンド F（適格機関投資家専用）	0.0%	10億米ドル以上 40億米ドル未満	49.5%
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	0.1%	10億米ドル未満	16.1%
合計（純資産総額）	100.0%		

## 国別構成状況

投資国 2	投資比率 3
中国	16.7%
インド	16.2%
台湾	12.5%
南アフリカ	9.3%
ブラジル	7.8%
その他	36.3%

## 通貨別構成状況

通貨	投資比率 3
インドルピー	16.2%
台湾ドル	13.5%
米ドル	12.2%
南アフリカランド	9.3%
ブラジルレアル	7.8%
その他	39.8%

## 業種別構成状況

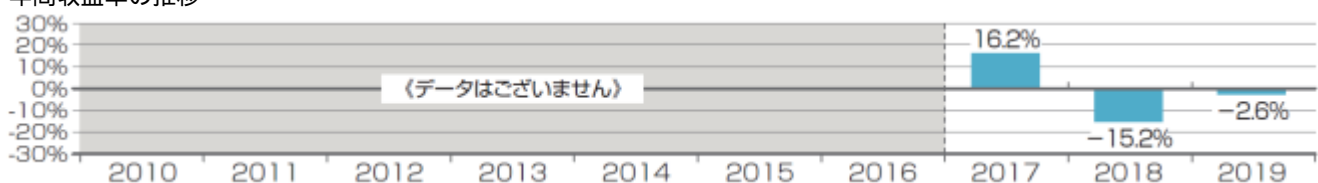
業種 2	投資比率 3
一般消費財・サービス	25.8%
生活必需品	20.3%
金融	18.7%
資本財・サービス	13.1%
情報技術	11.6%
その他	7.9%

\* 上記比率に投資先ファンドが保有する公社債および投資信託証券は含んでいません。

## 組入上位銘柄

順位	銘柄名	投資国*2	通貨	業種*2	投資比率*3
1	ロジャス・レナー	ブラジル	ブラジルレアル	一般消費財・サービス	2.5%
2	クリックス・グループ	南アフリカ	南アフリカランド	生活必需品	2.3%
3	世界先進積体回路	台湾	台湾ドル	情報技術	2.2%
4	浙江蘇泊爾	中国	オフショア元	一般消費財・サービス	2.0%
5	EPAMシステムズ	ペラルーシ	米ドル	情報技術	2.0%
6	NCソフト	韓国	韓国ウォン	コミュニケーション・サービス	1.8%
7	ネクステリア・オートモーティブ・グループ	中国	香港ドル	一般消費財・サービス	1.8%
8	スパー・グループ	南アフリカ	南アフリカランド	生活必需品	1.7%
9	グルボ・アエロポルタリオ・デル・スレステ	メキシコ	米ドル	資本財・サービス	1.7%
10	コルゲート・パルモリーブ（インド）	インド	インドルピー	生活必需品	1.7%

## 年間収益率の推移



\* 年間収益率（%）=（年末営業日の基準価額 ÷ 前年末営業日の基準価額 - 1）× 100

\* 2017年の年間収益率は設定日から年末営業日、2019年の年間収益率は前年末営業日から2019年1月4日までのものです。

\* ベンチマークは設定していません。

\* 投資信託証券とは、投資信託もしくは外国投資信託の受益証券、投資証券、または外国投資証券の総称です。

\* 当ページにおける「ファンド」は、J P M 新興国小型株式ファンドです。

運用実績において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

- 各比率はファンドの純資産総額に対する比率を記載しています。
- 国はMSCI分類、業種はGICS分類に基づき分類していますが、J P M モルガン・アセット・マネジメントの判断に基づき分類したものが一部含まれます。また、時価総額別構成比率については、J P M モルガン・アセット・マネジメントのデータに基づき分類しています。J P M モルガン・アセット・マネジメントとは、J P M モルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドです。
- ファンドは各投資先ファンドを通じて投資を行うため、各投資先ファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。なお、運用実績の基準日のファンドの基準価額算出に使用されているデータ（J P M モルガン・ファンズ・エマージング・マーケット・スモール・キャップ・ファンドおよびG I M ジャパン・マネー・プール・ファンド F（適格機関投資家専用）は2018年12月最終営業日のもの）を使用しています。

## 第2【管理及び運営】

### 3【資産管理等の概要】

#### (3) 信託期間

##### < 訂正前 >

平成29年6月12日から平成39年6月11日（休業日の場合は翌営業日）までです。ただし、後記「(5) その他 信託の終了等」に記載する特定の場合には、信託期間満了前に信託は終了します。（以下略）

##### < 訂正後 >

2017年6月12日から2027年6月11日（休業日の場合は翌営業日）までです。ただし、後記「(5) その他 信託の終了等」に記載する特定の場合には、信託期間満了前に信託は終了します。（以下略）

### 第3【ファンドの経理状況】

原届出書の「第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

#### <訂正前>

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成29年6月12日から平成30年6月11日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

#### <訂正後>

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

また、当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表および中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成29年6月12日から平成30年6月11日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

また、当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（平成30年6月12日から平成30年12月11日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

原届出書の第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況 1財務諸表について、以下の内容が追加されます。

#### <追加>

## 中間財務諸表

## 【JPM新興国小型株式ファンド】

## (1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 (平成30年6月11日現在)	当中間計算期間末 (平成30年12月11日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	276,171,819	241,961,488
投資信託受益証券	1,001,391	1,001,192
投資証券	19,907,009,889	7,984,562,521
未収入金	-	58,000,000
流動資産合計	20,184,183,099	8,285,525,201
資産合計	20,184,183,099	8,285,525,201
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	63,721,572	169,912,968
未払受託者報酬	3,491,257	1,974,775
未払委託者報酬	122,193,875	69,117,324
未払利息	733	609
その他未払費用	23,544,009	11,083,426
流動負債合計	212,951,446	252,089,102
負債合計	212,951,446	252,089,102
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1 18,160,244,403	1 8,100,894,725
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	2 1,810,987,250	2 67,458,626
(分配準備積立金)	1,743,403,191	777,696,851
元本等合計	19,971,231,653	8,033,436,099
純資産合計	19,971,231,653	8,033,436,099
負債純資産合計	20,184,183,099	8,285,525,201



## （２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前中間計算期間 (自 平成29年 6月12日 至 平成29年12月11日)	当中間計算期間 (自 平成30年 6月12日 至 平成30年12月11日)
<b>営業収益</b>		
有価証券売買等損益	2,353,032,858	1,295,947,567
<b>営業収益合計</b>	<b>2,353,032,858</b>	<b>1,295,947,567</b>
<b>営業費用</b>		
支払利息	263,008	72,383
受託者報酬	3,315,668	1,974,775
委託者報酬	116,048,442	69,117,324
その他費用	53,975,582	33,404,390
<b>営業費用合計</b>	<b>173,602,700</b>	<b>104,568,872</b>
営業利益又は営業損失（ ）	2,179,430,158	1,400,516,439
経常利益又は経常損失（ ）	2,179,430,158	1,400,516,439
中間純利益又は中間純損失（ ）	2,179,430,158	1,400,516,439
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	24,331,887	525,213,082
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	1,810,987,250
剰余金増加額又は欠損金減少額	74,679,624	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	74,679,624	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,464,400	1,003,142,519
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,464,400	1,003,142,519
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	2,228,313,495	67,458,626

## ( 3 ) 【中間注記表】

## ( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

	当中間財務諸表対象期間
有価証券の評価基準および評価方法	<p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p> <p>投資証券 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における最終相場（外貨建証券の場合は知りうる直近の最終相場）で評価しております。 当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該金融商品取引所等における気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>

## ( 中間貸借対照表に関する注記 )

区分	前計算期間末 (平成30年6月11日現在)	当中間計算期間末 (平成30年12月11日現在)
1 期首元本額	15,873,736,943円	18,160,244,403円
期中追加設定元本額	4,109,279,754円	- 円
期中一部解約元本額	1,822,772,294円	10,059,349,678円
2 元本の欠損	- 円	67,458,626円
受益権の総数	18,160,244,403口	8,100,894,725口
1 口当たりの純資産額	1.0997円	0.9917円
( 1 万口当たりの純資産額 )	(10,997円)	(9,917円)

## ( 中間損益及び剰余金計算書に関する注記 )

該当事項はありません。

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の時価等に関する事項

	前計算期間末または当中間計算期間末
1．中間貸借対照表計上額、時価およびその差額	中間貸借対照表計上額は前計算期間末または当中間計算期間末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2．時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

## （デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

原届出書の第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況 2ファンドの現況について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

## 【純資産額計算書】

（平成31年1月4日現在）

種類	金額	単位
資産総額	7,563,045,695	円
負債総額	61,292,369	円
純資産総額( - )	7,501,753,326	円
発行済口数	7,815,031,764	口
1口当たり純資産額( / )	0.9599	円

## 第三部【委託会社等の情報】

## 第1【委託会社等の概況】

## 1【委託会社等の概況】

&lt;訂正前&gt;

資本金の額（平成30年7月末現在）

（略）

（略）

投資運用の意思決定機構

（イ）、（ロ）（略）

（注）前記（イ）および（ロ）の意思決定機構、組織名称等は、平成30年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

&lt;訂正後&gt;

資本金の額（平成31年1月末現在）

（略）

（略）

投資運用の意思決定機構

（イ）、（ロ）（略）

（注）前記（イ）および（ロ）の意思決定機構、組織名称等は、平成31年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

&lt;訂正前&gt;

（略）

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成30年7月末現在以下のとおりです（親投資信託は本数のみ。）。

	本数	純資産額（百万円）
公募追加型株式投資信託	71	1,024,677
公募単位型株式投資信託	-	-
公募追加型債券投資信託	-	-
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	58	3,081,127
総合計	129	4,105,804
親投資信託	51	-

（注）百万円未満は四捨五入

&lt;訂正後&gt;

（略）

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成31年1月末現在以下のとおりです（親投資信託は本数のみ。）。

	本数	純資産額（百万円）
公募追加型株式投資信託	67	892,620
公募単位型株式投資信託	-	-
公募追加型債券投資信託	-	-
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	57	3,010,818
総合計	124	3,903,438
親投資信託	51	-

（注）百万円未満は四捨五入

### 3【委託会社等の経理状況】

#### <訂正前>

1. 委託会社であるJ Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。)に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期事業年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)の財務諸表について、P w Cあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

#### <訂正後>

1. 委託会社であるJ Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。)に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期事業年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)の財務諸表について、P w Cあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

また、第29期中間会計期間(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、P w Cあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」について、以下の中間財務諸表が追加されます。

#### <追加>

## 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

		第29期中間会計期間末 (平成30年9月30日)		
資産の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
流動資産				
現金及び預金			13,960,009	
前払費用			57,090	
未収入金			7,626	
未収委託者報酬			2,373,381	
未収収益			1,396,871	
関係会社短期貸付金			4,551,000	
その他			2,991	
流動資産計			22,348,971	98.6
固定資産				
投資その他の資産			306,156	
関係会社株式		60,000		
投資有価証券		28		
敷金保証金		98,261		
前払年金費用		76,691		
その他		71,174		
固定資産計			306,156	1.4
資産合計			22,655,127	100.0

		第29期中間会計期間末 (平成30年9月30日)		
負債の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
流動負債				
預り金			89,656	
未払金			1,686,357	
未払手数料		1,172,882		
その他未払金	1	513,475		
未払費用			564,065	
未払法人税等			972,219	
賞与引当金			1,204,583	
流動負債計			4,516,881	20.0
固定負債				
長期未払金			314,355	
賞与引当金			605,290	
固定負債計			919,646	4.0
負債合計			5,436,528	24.0



		第29期中間会計期間末 (平成30年9月30日)		
純資産の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
株主資本				
資本金			2,218,000	
資本剰余金			1,000,000	
資本準備金		1,000,000		
利益剰余金			14,000,600	
利益準備金		33,676		
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		13,966,924		
株主資本計			17,218,600	76.0
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金			1	
評価・換算差額等計			1	0.0
純資産合計			17,218,598	76.0
負債・純資産合計			22,655,127	100.0

## (2) 中間損益計算書

		第29期中間会計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)
営業収益				
委託者報酬			7,396,730	
運用受託報酬			3,040,765	
業務受託報酬			1,035,075	
その他			148,503	
営業収益計			11,621,075	100.0
営業費用・一般管理費				
営業費用			5,137,042	
支払手数料		3,918,792		
調査費		890,010		
その他営業費用		328,239		
一般管理費			4,719,652	
営業費用・一般管理費計			9,856,695	84.8
営業利益			1,764,379	15.2
営業外収益	1	32,802		
営業外収益計			32,802	0.3
営業外費用	2	17,858		
営業外費用計			17,858	0.2
経常利益			1,779,322	15.3
税引前中間純利益			1,779,322	15.3
法人税、住民税及び事業税			914,180	7.9
中間純利益			865,142	7.4

## 重要な会計方針

項目	第29期中間会計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	<p>(1) 関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p>
2. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給、及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務と年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上しております。ただし、当中間期末においては、年金資産の額が、退職給付債務に未認識数理計算上の差異等を加減した額を超過するため、資産の部に前払年金費用を計上しております。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。</p>
3. その他中間財務諸表 作成のための基本と なる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

## 注記事項

## （中間貸借対照表関係）

第29期中間会計期間末 （平成30年9月30日）	
1	消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

## （中間損益計算書関係）

第29期中間会計期間 （自平成30年4月1日 至平成30年9月30日）	
1	営業外収益のうち主要なもの（千円） 受取利息 8,785
2	営業外費用のうち主要なもの（千円） 為替差損 17,727

## （リース取引関係）

第29期中間会計期間末 （平成30年9月30日）	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。	
1年以内	48,482 千円
1年超	44,442 千円
合計	92,924 千円

## （金融商品関係）

第29期中間会計期間末（平成30年9月30日）

## 金融商品の時価等に関する事項

平成30年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。また、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（注）2．参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	13,960,009	13,960,009	-
(2) 未収委託者報酬	2,373,381	2,373,381	-
(3) 未収収益	1,396,871	1,396,871	-
(4) 関係会社短期貸付金	4,551,000	4,551,000	-
(5) 投資有価証券	28	28	-
資産計	22,281,290	22,281,290	-
(1) 未払手数料	1,172,882	1,172,882	-
(2) その他未払金	513,475	513,475	-
(3) 未払費用	564,065	564,065	-
(4) 長期未払金	314,355	314,355	-
負債計	2,564,778	2,564,778	-

（注）1．金融商品の時価算定方法

## 資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、及び(4) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額によっております。

## 負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、及び(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期未払金

長期未払金の時価については、当該未払金の支払までの期間を基にリスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定しており、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

## （注）２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額
関係会社株式	60,000

関係会社株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

## 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## （有価証券関係）

第29期中間会計期間末（平成30年9月30日）

## １．関係会社株式

関係会社株式（中間貸借対照表計上額 60,000千円）については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、記載しておりません。

## ２．其他有価証券

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他投資信託	-	-	-
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他投資信託	28	30	1
合計		28	30	1

## （セグメント情報等）

## セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 関連情報

第29期中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

## 1．サービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	7,396,730	3,040,765	1,035,075	148,503	11,621,075

## 2．地域ごとの情報

## 営業収益

（単位：千円）

日本	香港	英国	その他	合計
8,019,379	1,366,327	1,218,668	1,016,699	11,621,075

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

## 3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
Jardine Fleming Asset Management Ltd	1,320,915	資産運用業
JPMorgan Asset Management (UK) Limited	1,209,785	資産運用業

## （1株当たり情報）

第29期中間会計期間 （自平成30年4月1日 至平成30年9月30日）	
1株当たり純資産額	306,026円81銭
1株当たり中間純利益金額	15,376円20銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たりの中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	865,142千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	865,142千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

&lt;訂正前&gt;

## (1) 受託会社

名 称 みずほ信託銀行株式会社

資本金の額 247,369百万円（平成30年3月末現在）

（略）

## (2) 販売会社

名 称	資本金の額 （平成30年 <u>3</u> 月末現在）	事業の内容
（略）		

&lt;訂正後&gt;

## (1) 受託会社

名 称 みずほ信託銀行株式会社

資本金の額 247,369百万円（平成30年9月末現在）

（略）

## (2) 販売会社

名 称	資本金の額 （平成30年 <u>9</u> 月末現在）	事業の内容
（略）		



## 独立監査人の中間監査報告書

平成31年1月23日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒川進
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山口健志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJPM新興国小型株式ファンドの平成30年6月12日から平成30年12月11日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、JPM新興国小型株式ファンドの平成30年12月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成30年6月12日から平成30年12月11日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

JPMモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成30年12月10日

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒川進
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山口健志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第29期事業年度の中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成30年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。